

じんけん で まえこうざ 人権出前講座

けいせんまち じんけんもんだい こうし はけん きぼう そ
桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿って
ふか じんけん どうわ もんだい まな じんけん で まえこうざ
より深く人権・同和問題について学んでいただきたく「人権出前講座」を
じっし りよう
実施しています。ぜひ、ご利用ください。

たい しょう
・対象 おおむね 10 人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体
れい ろうじんかい ふ じんかい かいしゃ きょうせいく
例：老人会、婦人会、会社、行政区など

・テーマ 「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」
ひとひと がいこくじんもんだい ひょうかいふくしゃもんだい
「アイヌの人々」「外国人問題」「ハンセン病回復者問題」など

ひ よう
・費用 無料です。(会場使用料が必要な場合は申込者負担)

じんけん いっぼう
まずは、人権センターにご一報を！

そう だん じ ぎょう 相談事業(秘密厳守)

じんけん じんけん どうわ もんだい そうだん なん
人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談(何でも)を
う かか こ はな そうだんいんしやうちゅう
受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐)
じんけん かいけつ せんもんき かん つな
人権センターで解決できないことは、専門機関に繋がります。

へん しゅう こう き ～編集後記～

こんねんど さまざま じぎょう たい ちょうみん みな り かい きょうりやく かんしゃ
今年度も、様々な事業に対する町民の皆さまのご理解・ご協力に感謝いたし
ます。ありがとうございました。

し みるこうざ さまざま じぎょう けいはつさっし まいつきれんさい
市民講座をはじめ様々な事業をこの啓発冊子「けいかん」や、毎月連載して
いる「広報けいせん」の中の人権だよりを通して、町民の皆さまに発信してい
ます。

さくねん がつ けいせんまち ぶらくさべつ かいしやう すいしん かん じょうれい し こう
昨年12月に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。
じんけんぶんか む ぶらくさべつ さまざま じんけんもんだい
人権文化のまちづくりに向けて、部落差別をはじめとする様々な人権問題に
けいはつかつどう すいしん
ついて啓発活動を推進していきます。

こんご みな り かい きょうりやく ねが
今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

と あ さき じんけん
問い合わせ先/人権センター ☎0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ http://www.town.keisen.fukuoka.jp/